

北本市高齢者等配食サービス事業登録事業者募集要領

1 事業名

北本市高齢者等配食サービス事業

2 目的

食事の支度が困難な高齢者等に対し食事を定期的に届けるとともに、安否確認を行う配食サービスを利用する際に必要な経費の一部を補助することにより、高齢者等の食生活の改善及び健康の増進を図り、もって高齢者等の在宅における自立した生活の支援を行うことを目的とする。

3 募集の趣旨

本市では、安否確認が必要なひとり暮らし高齢者等に対し、安否確認を兼ねた配食サービス事業を実施するにあたって、事業内容を理解し、サービス提供可能な事業者を登録するため、事業者を新たに募集するもの。

4 事業内容等

(1) 事業実施及び登録期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 事業場所

北本市内

(3) 対象者

市による補助決定を受けている者。

(4) 実施日等

月曜日から金曜日までの昼食

但し、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除いた日とする。

(5) 栄養バランスのとれた食事の調理及び居宅への配達

ア 栄養バランスのとれた食事の調理

(ア) 献立は、栄養士が作成し、事前に利用者に提示することとする。

(イ) 調理については、事業者が継続して使用できる厨房において行うこととする。

(ウ) 献立の作成及び調理にあたっては、高齢者に適した栄養バランス・嗜好、咀嚼力の低下及び消化吸収の低下に配慮するとともに、季節感の変化をつけること等により、食べることの楽しみを感じ

られることについても考慮することとする。

(エ) お粥、刻み食等の特別な調理方法について可能な限り対応することとする。

イ 居宅への配達（以下「配食」という。）

(ア) 週1食からの利用が可能であること。

(イ) 配食を行う者は、身分を証明する証票等を携帯するとともに、利用者又はその家族等の請求があったときはこれを提示しなければならない。

(ウ) 配食時には、適切な温度管理に努めることとする。

(エ) 配食にあたっては、届けた食事について、早めに食べること、食べ残しは惜しまず捨てること等を利用者に周知することとする。

(オ) 配食する都度、配食日時、安否等についての記録を取り、配食終了後5年間保存することとする。

(6) 配食時における利用者の安否の確認

ア 食事は原則として手渡しとし、受け渡しの際に声をかけ利用者の安否の確認を行うこと。但し、あらかじめ利用者からの連絡により不在と分かっている場合は、利用者と取り決めをした方法で受け渡すものとすること。

イ 配食時に利用者が不在の時は、電話・訪問等により安否の確認を行うこと。

ウ 配食時における利用者の状況の変化等について、必要に応じて北本市地域包括支援センターに連絡する等連携を保つこと。

エ 北本市高齢者等配食サービス事業における安否確認手順を確認し、利用者不在時や緊急時に迅速に対応できるよう努めること。

(7) 配食時における緊急時等の対応及び関係機関への連絡

ア 配食時において、利用者の異常を発見した場合は、速やかに関係機関（緊急連絡先、北本市地域包括支援センター、病院、市等）に連絡するものとする。

イ 前項により緊急対応を行った場合は、事後に速やかに市に状況を連絡するものとする。また、北本市高齢者等配食サービス事業緊急対応報告書（市指定様式）により市に月末までに報告するものとする。

(8) その他必要な連絡調整

ア 事前調整及び対応

(ア) 事前調整については、利用希望者に適した食事内容、実施曜日

等によるサービス実施が可能であるかの調整を、北本市地域包括支援センターとの間で行うものとする。

(イ) 事前調整については、市の利用決定前に行われる調整であるため、この事前調整の時点においては、配食サービスの実施を開始することはできないことに留意すること。

イ 事前訪問

(ア) 配食サービス実施にあたり、サービスの実施について、必要な事項を説明するために事前訪問を行うものとする。

(イ) 事前訪問にあたっては、サービス内容の説明、食事の受け渡し方法、料金の徴収方法の確認等について、口頭及び書面をもって行うこと。必要に応じ、サービスに必要な機材等の設置及び情報の収集を行うこと。

(ウ) 事前訪問については、市から配食サービス開始依頼後、速やかに、利用者宅を訪問して行うこととする。

ウ 状況報告

(ア) 利用者の家族等及び北本市地域包括支援センターに対し、利用者の状況等を必要時及び6か月に1回は報告し、情報の共有に努めること。また、本内容について、記録に残しておくこと。

(イ) 利用者がおおむね3か月を超えて利用を中断しているときは、廃止事由に該当する状況として北本市地域包括支援センター等に連絡すること。

5 応募要件

- (1) 単体の企業であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者は、この限りでない。
- (4) 本件募集の公告の日から登録事業者決定の日までの期間に、北本市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成30年告示第269号）に基づく指名除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 募集参加の申請に当たり提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (6) 地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン（平成29年3月厚生労働省通知）を参考に献立作成等を行

うこと。

- (7) 申請の時点において、「北本市高齢者等見守りネットワーク」協力事業所として登録されていること。なお、協力事業所への登録申出については、随時受け付けるものとする。
- (8) 上記の事業内容等を安定的に遂行できる能力があること。

6 応募に係る手続き

(1) 提出書類

- ア 提出書類チェックリスト（市指定様式）
- イ 北本市高齢者等配食サービス事業者登録申請書（市指定様式）
- ウ 過去3年分の保健所からの指摘事項及び改善措置状況（市指定様式）
- エ 飲食店営業許可証の写し
- オ 食品衛生責任者票の写し
- カ 調理師免許証の写し
- キ 栄養士免許証の写し
- ク 損害賠償保険加入証書の写し
- ケ 利用者に配布する献立
- コ 会社等パンフレット
- サ サービス実施手順又はマニュアルの写し

(2) 提出期限

令和8年3月4日（水）まで受付

（令和8年4月1日より開始の場合のみ、以降は随時受付）

(3) 提出部数

提出部数 1部

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までに到着するよう発送してください）

(5) 提出先

北本市役所 福祉部 高齢介護課 高齢者福祉担当

〒364-8633 北本市本町1-111

7 結果の通知について

選定の結果は、令和8年3月13日（金）までに発送します。

（令和8年4月1日より開始の場合のみ、以降は随時対応）

8 問合せ

詳しくは下記にお問い合わせください。

北本市役所 福祉部 高齢介護課 高齢者福祉担当

TEL 048-594-5539 (直通)

FAX 048-593-2862

E-Mail a03200@city.kitamoto.lg.jp

※市指定様式の電子データが必要な場合、メールにてお問い合わせください。